

掛川市告示第48号

掛川市勤労者教育資金貸付事業実施要綱（平成17年掛川市告示第49号）の一部を次のように改正する。

平成26年4月1日

掛川市長 松 井 三 郎

第2条第3号中「第82条の2」を「第124条」に、「第83条」を「第134条」に改め、同号イ中「（大学院を除く。）」を削り、同号中ウを削り、エをウとし、オ中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、オをエとし、カをオとし、キをカとする。

第5条第2号中「9年」を「10年」に改める。

第7条第2項中「正規の在学期間中」を「貸付けを受けた日から正規の在学期間が終了する日まで」に改める。

第10条第2号を次のように改める。

(2) 学校等の入学又は在学を証する書類（写し）

附 則

この告示は、公示の日から施行する。